

令和 3 年度

第 3 回羽曳野市都市計画審議会

議 案 書

目 次

意見聴取

議案第 1 号 特定生産緑地の指定について

(生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定による意見聴取)



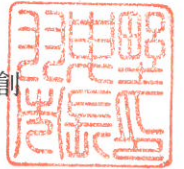
羽 都 都 第 1672 号

令 和 4 年 1 月 24 日

羽曳野市都市計画審議会

会長 ペリー 史子 様

羽曳野市長 山 入 端 創



令和3年度第3回羽曳野市都市計画審議会への付議について

このことについて、次の事項を審議会に付議します。

記

意見聴取

特定生産緑地の指定について

(生産緑地法第10条の2第3項の規定に基づく意見聴取)

議案第 1 号

特定生産緑地の指定について

(生産緑地法第 10 条の 2 第 3 項の規定による意見聴取)

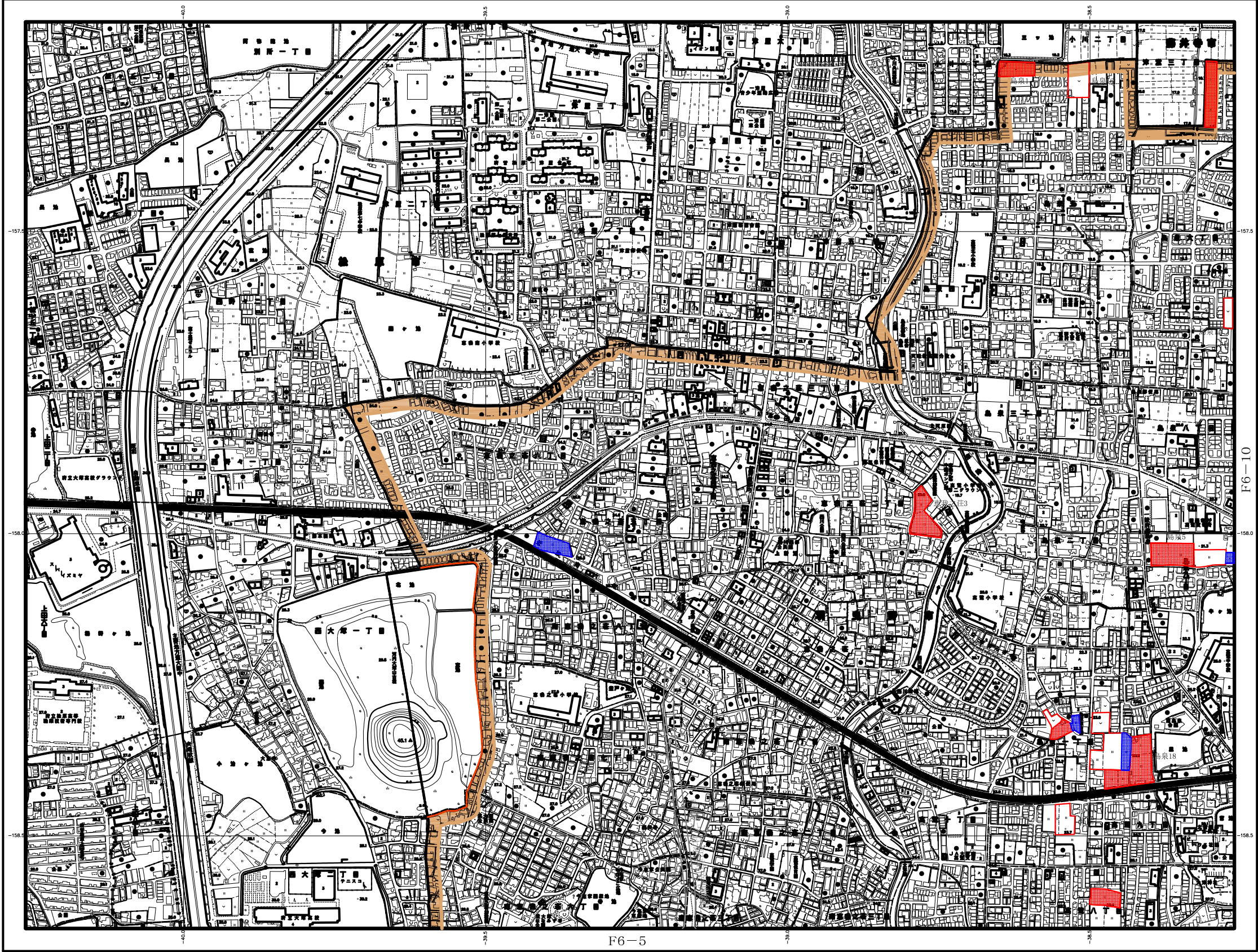
特定生産緑地に指定する生産緑地地区一覧（案）

特定生産緑地（羽曳野市）の指定

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

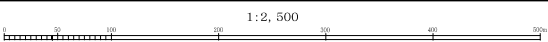
番号	名称	位置	面積	備考	図面番号
			特定生産緑地		
			新たに指定する区域		
1	島泉 5	羽曳野市島泉九丁目地内	約0.10		1/11 2/11
2	島泉 9	羽曳野市島泉一丁目地内	約0.04		1/11
3	島泉 1 8	羽曳野市島泉一丁目地内	約0.09		1/11
4	恵我之荘 1	羽曳野市恵我之荘五丁目地内	約0.12		1/11
5	南恵我之荘 4	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約0.16		3/11
6	南恵我之荘 5	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約0.07		3/11
7	南恵我之荘 1 3	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約0.08		3/11
8	南恵我之荘 1 5	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約0.06		3/11
9	南恵我之荘 1 9	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約0.07		3/11
10	南恵我之荘 2 1	羽曳野市南恵我之荘五丁目地内	約0.04		3/11
11	高鷲 3	羽曳野市高鷲八丁目地内	約0.11		3/11
12	高鷲 6	羽曳野市高鷲一丁目地内	約0.06		2/11
13	高鷲 7	羽曳野市高鷲七丁目地内	約0.19		3/11
14	高鷲 1 1	羽曳野市高鷲六丁目及び七丁目及び向野一丁目地内	約0.12		3/11
15	高鷲 1 4	羽曳野市高鷲五丁目及び六丁目及び伊賀一丁目地内	約0.45		4/11
16	高鷲 1 8	羽曳野市高鷲八丁目地内	約0.06		3/11
17	伊賀 3	羽曳野市伊賀一丁目地内	約0.19		4/11
18	伊賀 4	羽曳野市伊賀五丁目地内	約0.18		4/11
19	伊賀 6	羽曳野市伊賀二丁目地内	約0.05		4/11
20	伊賀 7	羽曳野市伊賀二丁目地内	約0.25		4/11
21	伊賀 9	羽曳野市伊賀二丁目地内	約0.38		4/11
22	伊賀 1 1	羽曳野市伊賀四丁目地内	約0.11		3/11
23	伊賀 1 3	羽曳野市伊賀四丁目地内	約0.10		4/11
24	野々上 3	羽曳野市野々上三丁目地内	約0.06		4/11
25	檜山 6	羽曳野市檜山地内	約0.02		3/11 6/11
26	檜山 7	羽曳野市檜山地内	約0.11		3/11
27	誉田 4	羽曳野市誉田六丁目地内	約0.11		5/11
28	誉田 1 0	羽曳野市誉田三丁目及び六丁目地内	約0.11		5/11
29	碓井 3	羽曳野市碓井一丁目地内	約0.14		5/11
30	郡戸 1	羽曳野市郡戸地内	約0.13		6/11
31	郡戸 3	羽曳野市郡戸地内	約0.18		6/11
32	郡戸 6	羽曳野市郡戸地内	約0.08		6/11
33	郡戸 1 0	羽曳野市郡戸地内	約0.05		6/11
34	郡戸 1 1	羽曳野市郡戸地内	約0.17		6/11
35	郡戸 1 2	羽曳野市郡戸地内	約0.17		6/11
36	郡戸 1 4	羽曳野市郡戸地内	約0.17		6/11
37	はびきの 2	羽曳野市はびきの五丁目地内	約0.06		4/11
38	はびきの 8	羽曳野市はびきの七丁目地内	約0.05		6/11
39	軽里 4	羽曳野市軽里三丁目地内	約0.12		7/11
40	河原城 1	羽曳野市河原城地内	約0.11		6/11
41	河原城 2	羽曳野市河原城地内	約0.13		6/11
42	河原城 4	羽曳野市河原城地内	約0.16		6/11
43	河原城 7	羽曳野市河原城地内	約0.56		6/11
44	河原城 8	羽曳野市河原城地内	約0.10		6/11
45	河原城 1 3	羽曳野市河原城地内	約0.12		6/11
46	桃山台 4	羽曳野市桃山台四丁目地内	約0.07		6/11
47	西浦 1	羽曳野市西浦六丁目地内	約0.18		7/11
48	西浦 5	羽曳野市西浦五丁目地内	約0.08		7/11
49	西浦 9	羽曳野市西浦一丁目地内	約0.07		7/11
50	西浦 1 3	羽曳野市西浦三丁目地内	約0.05		7/11
51	古市 4	羽曳野市古市三丁目地内	約0.08		8/11
52	古市 5	羽曳野市古市三丁目地内	約0.09		8/11
53	古市 6	羽曳野市古市五丁目地内	約0.04		8/11
54	南古市 3	羽曳野市南古市一丁目地内	約0.22		8/11
55	東阪田 6	羽曳野市東阪田地内	約0.05		10/11
56	広瀬 8	羽曳野市広瀬地内	約0.05		10/11
	合計		約6.97ha		

「区域は指定図表示のとおり」



昭和60年測量
平成7年修正
平成12年修正
平成21年修正
平成22年修正

- 1. 平成13年 8月撮影
- 2. 平成12年10月地籍調査
- 3. 平成13年 3月測量
- 4. 平成21年11月撮影
- 5. 平成21年12月地籍調査
- 6. 平成22年 3月測量



地図は平成14年国土交通省告示第9号の規定による測量成果
測量は測量法第100条の規定
図面に表示してある図形はカメラ測量
方眼は、5センチメートル間隔
高度の表示は東京湾の平均海面(T.P.)
等高線の間隔は2メートル
平面図内図形は、世界測地系による。

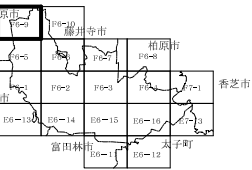
この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、
同院所管の測量図及び測量成果を使用して得たものである。
(測量法第121条、国土院 1009号)

この測量成果は、国土地理院長の助言を得て、
同院所管の測量図及び測量成果を使用して得たものである。
(測量法第121条、国土院 362号)

測量計画機関 大阪府
測量作業機関 株式会社建設コンサルタント
測量計画機関 羽曳野市
測量作業機関 富士測量株式会社
測量計画機関 羽曳野市
測量作業機関 国産株式会社

指定図	特定生産緑地の指定
S=1/2,500	図面番号 1/11

大F-6-9



記号

△ 37.2	△ 37.2	△ 37.2
● 25.62	● 25.62	● 25.62
▲ 42.3	▲ 42.3	▲ 42.3
▽ 35.6	▽ 35.6	▽ 35.6
● 25.73	● 25.73	● 25.73
● 12.2	● 12.2	● 12.2
● 15.8	● 15.8	● 15.8

凡例

- 都市計画
生産緑地地区
特定生産緑地
既指定区域
特定生産緑地
新規指定区域

大F-6-9

大F-6-10



1. 平成 13 年 8 月 撮影
2. 平成 12 年 10 月 現地調査
3. 平成 13 年 3 月 測図
4. 平成 21 年 11 月 撮影
5. 平成 21 年 12 月 現地調査
6. 平成 22 年 3 月 測図

1:2, 500



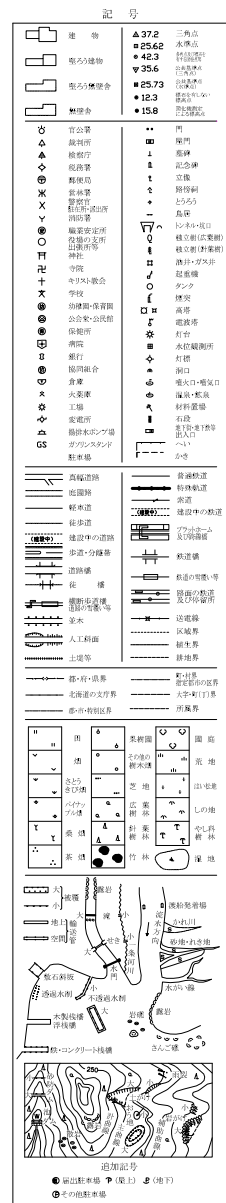
この測量成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(承認番号)平 12、近公第 169 号

この測量成果は、国土地理院長の助言を得て、同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。
(特約の測量標及び測量成果の名称、用途、期限)

測量計画機関	大阪府
測量作業機関	株式会社日建技術コンサルタント
複製計画機関	羽曳野市
複製作業機関	富士測量株式会社
測量計画機関	羽曳野市
測量作業機関	国際航業株式会社

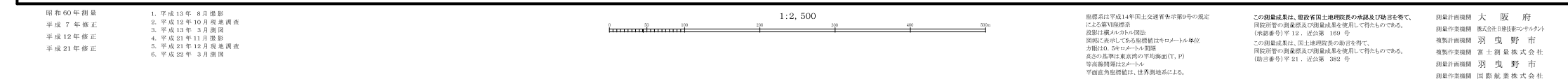
大F-6-10

S=1/2,500	図面番号
	2/11



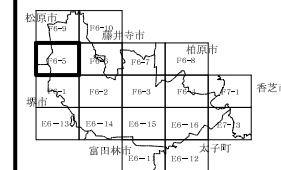
凡 例	
	都市計画 生産緑地地区
	特定生産緑地 既指定区域
	特定生産緑地 新規指定区域

大F-6-5



大F-6-5

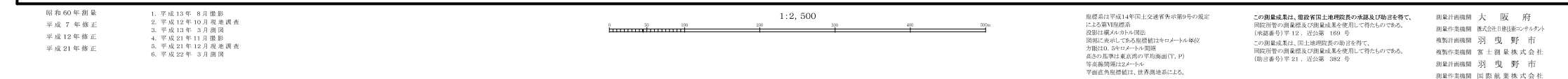
指定図	特定生産緑地の指定
S=1/2,500	図面番号 3/11

[illegible]

凡 例

	都市計画 生産緑地地区
	特定生産緑地 既指定区域
	特定生産緑地 新規指定区域

大F-6-6



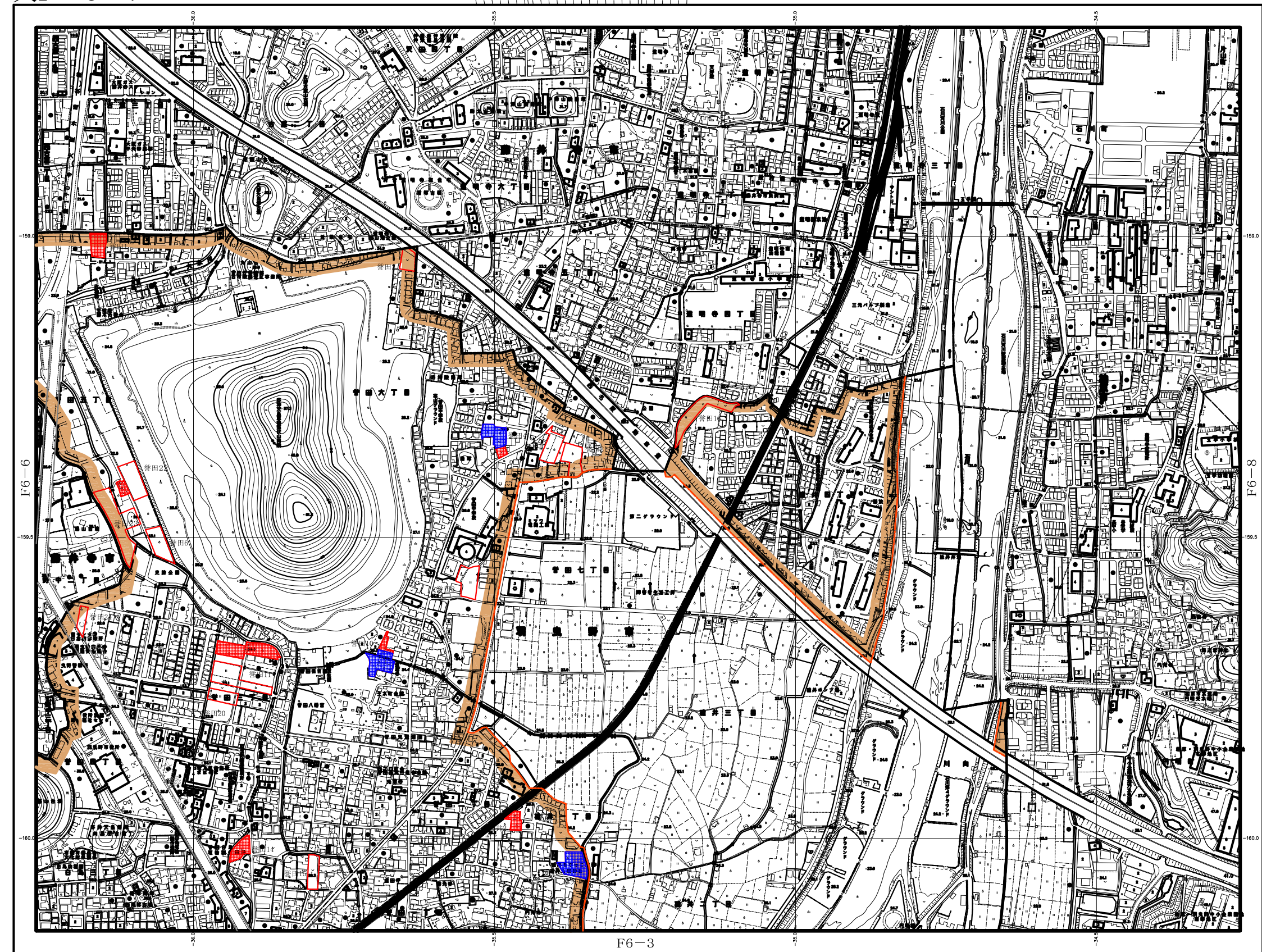
大F-6-6

[illegible]

凡 例

	都市計画 生産緑地地区
	特定生産緑地 既指定区域
	特定生産緑地 新規指定区域

1:2, 500 羽曳野市地形図
大F-6-7



昭和60年測量	1. 平成13年 8月 撮影
平成7年修正	2. 平成12年10月 現地調査
平成12年修正	3. 平成13年 3月 測量
平成21年修正	4. 平成21年11月 撮影
	5. 平成21年12月 現地調査
	6. 平成29年 3月 撮影

1. 平成13年 8月撮影
2. 平成12年10月現地調査
3. 平成13年 3月測図
4. 平成21年11月撮影
5. 平成21年12月現地調査
6. 平成22年 3月測図

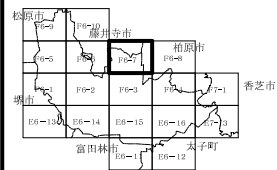
1:2 500

1:2 500

船標票は平成14年国土交通省告示第9号の規定に する第1項の船標 図形は楕円か丸の図法 図形に表れるある船標楕円はセロートル単位 14センチ、セロートル単位 長さの表れるある船標楕円は平面海面(T,P) 等海面図面はセロートル 平面図角楕円楕円は、世界海図会社	この創製成果は、建設省国土地理院長の承認及び助言を得て、 同院所管の測量楕円及び測量成果表を使用したものである。 (承審番号)第12、12 公第 169 号 この創製成果は、国土地理院長の助言を得て、 同院所管の測量楕円及び測量成果表を使用したものである。 (昭吉審)第21、21 公第 382 号
--	---

測量計画機関	大 阪 府
測量作業機関	株式会社日建技術コンサルタント
複製計画機関	羽 曳 野 市
複製作業機関	富士測量株式会社
測量計画機関	羽 曳 野 市
測量作業機関	国都航業株式会社

大F-6-7

[illegible]

凡 例

- | | |
|---|------------------|
|  | 都市計画
生産緑地地区 |
|  | 特定生産緑地
既指定区域 |
|  | 特定生産緑地
新規指定区域 |

大F-6-7